

【授業欠席の取り扱いに関するガイドライン】

（趣旨）

1. 本学では原則として1つの授業科目について、授業回数の3分の1を超えて欠席することができない。但し、やむを得ない事由により欠席した学生が過度の不利益を被らないように、このガイドラインを設定する。
2. このガイドラインは、学生に対してキャンパスライフ及び掲示等によって周知される。

（やむを得ない事由）

3. 以下の事由による欠席を「やむを得ない事由による欠席」とし、通常 of 欠席扱いとはしない。ただし、学生は事由の発生前か発生後すみやかに、事由の存在を証明する書類等を教務課へ提出しなくてはならない。証明する書類等がない場合は、通常 of 欠席扱いとする。
 - （ア）学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症によるもの（表1）
 - （イ）3親等以内の親族の死亡（表2）
 - （ウ）教科に関する学外実習
 - （エ）裁判員制度に基づき裁判所へ出頭した場合
 - （オ）休講の対象とならない気象警報等や気象現象または地震による交通機関の運休
 - （カ）その他、教務部長が認めた事由

（やむを得ない事由による欠席をした学生への対応）

4. 欠席をした学生への対応については、代替措置として補講の出席や追加課題の提出を課す等担当教員に一任される。
5. 追試験及び再試験の欠席においては、「やむを得ない事由による欠席」であっても追・再試験の対応はしない。

表 1 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第1種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下 感染症法）（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）</p> <p>感染症法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</p>
第2種	<p>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p>
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</p>

平成 27 年 1 月 20 日改正

表 2

死亡した者	日 数	
	血 族	姻 族
1 親 等（父母・子）	7 日	3 日
2 親 等（祖父母・兄弟姉妹）	3 日	—
3 親 等（曾祖父母・おじ・おば）	1 日	—
配 偶 者	10 日	

※いずれも死亡日から起算して、日祝日を含んだ日数。